

議案第 4 4 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	地方税法の一部改正に伴い、国税の見直しに合わせて地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）

平成 2 5 年 3 月 3 0 日 公布 平成 2 6 年 1 月 1 日 施行

【改正内容】

《市民税（個人）》

1. 寄附金税額控除における特例控除額の特例

地方税法の改正により、市に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100 分の 2.1）を乗じて得た率を加算する措置を講ずる（納税環境整備の一環）

※付則第 3 4 条の 7、付則第 7 条の 4

2. 住宅ローン控除の延長・拡充

消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として所得税の住宅ローン控除の適用者（平成 26～29 年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除

	現行	延長	拡充
居住年	～平成 25 年 12 月	平成 26 年 1～ 月	平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 13.65 万円)

◇この措置による平成 27 年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

※付則第 7 条の 3 の 2（平成 2 7 年 1 月 1 日 施行）

3. 居住用財産の譲渡に係る特例

居住用財産の譲渡に係る特例について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができることとする措置を講ずる（※平成 25 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用）

《その他》

納税環境整備

国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げ（H26.1.1～）。

※貸出約定平均金利により決定する。

【同金利が1%の場合】

延滞金 : 14.6%→9.3%（納期限後1カ月以内：4.3%→3.0%）

還付加算金：4.3%→2.0%

※付則第3条の2、第4条

☆納税環境整備について、市税条例と併せて次の条例の一部を改正する。

- ①三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例
- ②三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- ③三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例
- ④三田市介護保険条例
- ⑤三田市後期高齢者医療に関する条例

※付則第4条から付則第13条まで

所要の字句整備（地方税法改正に伴う参照先条項番号等の修正）

※付則第4条の2、第17条の2、第22条の2、第23条

（付則23条の施行期日については平成27年1月1日）